

いばらき県央地域合同企業説明会開催業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

茨城県央地域の9市町村（水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村）内に所在する企業の合同説明会を開催することで，県内や首都圏の学生等と企業のマッチングを図り，地域内企業を振興することを目的とする。

2 委託業務名

いばらき県央地域合同企業説明会開催業務委託

3 委託業務の発注者

いばらき県央地域商工振興協議会（事務局：水戸市産業経済部商工課）

4 委託期間

契約日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

5 委託場所

水戸市中央1丁目外地内

6 目標

- (1) 参加企業数 100社程度（多種多様な業種で，各市町村1社以上）

（参加条件）

ア 県央地域9市町村内に本社又は就業場所があること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を営むものでないこと。

ウ 地域内の市町村が定める暴力団排除条例に規定する暴力団，暴力団員，暴力団関係者でないこと。

- (2) 参加者数 100人以上

（参加条件）

ア 9市町村内での就職を希望する2027年3月卒業予定の学生及び既卒者であること。

イ 9市町村内の企業研究・業界研究，インターンシップを希望する2027年3月以降卒業予定の学生であること。

【参考：これまでの参加申込企業数，参加申込者数】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加申込企業数	58社	93社	71社
参加申込者数	98人	83人	50人

7 委託業務の内容

(1) 企画立案・運営

ア 事業全体の企画を立案し、実施スケジュールを作成する。

イ 実施スケジュールに沿った円滑な事業運営のため、適切な数の人員を配置し、事業全体の進捗管理を行う。また、定期的に発注者へ報告を行う。

(2) 合同企業説明会の開催

ア 開催方法

オンラインでの開催を基本とした上で、効果的な開催方法を受託者が提案し、実施する。

オンライン開催で使用するツール（Zoom 等）については、効果的かつ円滑に開催できるものを受託者が提案することとし、発注者と協議の上、決定する。

イ 開催時期

令和 8 年 3 月上旬の原則 2 日間の開催とし、発注者と協議の上、決定する（土日祝日可）。

ウ 参加企業の募集，受付，集計及び連絡

特設 WEB サイトを作成し、参加企業の募集，受付を行う。受付時には、企業名や所在地等の情報を収集し、とりまとめる（収集情報は発注者と協議の上、決定する。）。

参加申込の受付後、発注者と協議して参加企業を決定し、参加方法やスケジュール等の詳細を連絡する。また、必要に応じて、申込内容の確認・修正等を指示にする。

エ 参加者の募集，受付，集計及び連絡

特設 WEB サイトを作成（参加企業の募集，受付と同サイト可）し、参加者の募集，受付を行う。受付時には、氏名や学校名，住所等の情報を収集し，とりまとめる（収集情報は発注者と協議の上，決定する。）。

参加申込の受付後，参加方法やスケジュール等の詳細を連絡する。また，必要に応じて，申込内容の確認・修正等を指示する。

オ サポート体制の構築

参加企業及び参加者からの問い合わせに対応する。

また，合同就職説明会を円滑に進行するため，参加企業に対して，当日の流れや使用するシステム等の事前レクチャーを実施する。希望する企業には，合同企業説明会参加のための機材の貸出を行うなど，サポート体制を構築する。

(3) 参加者の募集

ア 広報物の作成・配布

チラシやポスター等を作成し，県内や首都圏の学校（高校，大学，専門学校），関連施設（ハローワーク）等に配布する。配布先については，効果的な配布先を受託者が提案するほか，発注者が提供するリストを参考とする。

イ インターネットでの広報

特設 WEB サイトでの広報のほか，SNS やインターネット広告等での広報を実施する。

ウ その他

受託者は，ア，イのほか，目標参加者数を達成するための効果的な周知方法があれば提案し，実施する。

(4) アンケートの実施

合同企業説明会実施後、参加企業及び参加者へアンケート調査を実施し、集計する。アンケートの内容については、合同企業説明会の満足度やその理由、当該説明会を知ったきっかけなど、10問程度とし、発注者との協議の上、決定する。

8 業務報告

- (1) 合同企業説明会が終了し、業務が完了したときは、業務完了報告書及び事業報告書を作成し、令和8年3月31日までに報告を行う。報告内容は以下のとおりとする。
 - ・ 参加企業の名称、業種（本社所在地ごとに市町村別に分類）
 - ・ 申込者数、当日参加者数（属性別や居住地ごとに市町村別に分類）
 - ・ 広報内容の報告
 - ・ アンケート集計結果
 - ・ 本業務の結果の分析による課題や改善策の提案
 - ・ 上記以外に発注者が求める事項
- (2) 上記によらず、委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、発注者が定める方法により速やかに報告する。

9 個人情報の保護及び秘密の保持

- (1) ISMS（IS027001）認証又はプライバシーマークを取得していること。プライバシーマークと同程度の個人情報保護対策を講ずる体制を整備している場合は、発注者に報告書を提出し、発注者の承認を得ること。
- (2) Web サイトがクラウドサービスを利用する場合は、IS027017 又は同程度の認証により個人情報の保護を担保していること。
- (3) 受託者は、個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令に基づき、適正に取扱わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の遂行に当たって知り得た業務の内容を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務により知り得た個人情報の目的外使用及び第三者への提供、複写及び複製をしてはならない。
- (6) 受託者は、委託業務により収集した個人情報は、適切に保管、使用及び搬送すること。
- (7) 受託者は、委託業務により収集した個人情報は、この契約が終了し又は解除された後は確実に消去し、報告書を発注者に提出すること。
- (8) 委託業務に関し、個人情報の漏洩等の事故が発生したときは、その事故の帰責の有無に関わらず、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うこと。
- (9) 受託者は、個人情報について水戸市情報システムの管理運営に関する規則第 28 条準じて、以下の情報を記載した誓約書を発注者に提出すること。
 - ア データの使用目的に関する事項
 - イ データの秘密保持に関する事項
 - ウ データの目的外の使用及び第三者への提供禁止に関する事項

- エ データの複写及び複製の禁止に関する事項
- オ データの適切な保管，使用及び搬送に関する事項
- カ データの返還又は廃棄に関する事項
- キ 事故発生時における報告義務に関する事項
- ク 前各号に掲げるもののほか，必要と認める事項

10 再委託の制限

受託者は，委託業務の全部又は一部を他に委託してはならない。ただし，書面により発注者の承認を得た場合は，この限りでない。

11 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義については，発注者・受託者協議の上，決定する。